

## 林業労働者確保促進事業 想定問答

公益財団法人熊本県林業従事者育成基金

### （問1）月給制の定義とは何か。

給与形態の一般的な定義を以下に示す。

完全月給制：給与が月額で定められており、欠勤・遅刻・早退などがあっても月の給与からは引かない給与形態。

月給制：給与が月額で定められており、欠勤・遅刻・早退などをした場合、その月の給与から引かれて支給される給与形態。所定労働日数（会社が指定する働くべき日数）が月によって変わっても月額は変わらない。

日給月給制：給与は日額で決まっており、働いた日数分の給与を月でまとめて支払う給与形態。働いた日数によって給与は変動する。

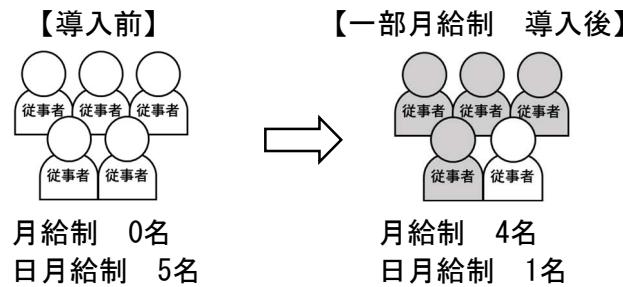
日給制：給与は日額で決まっており、その日に支払いを行う給与形態。

本事業では上に示す「完全月給制」と「月給制」をあわせて「月給制」と示す。

### （問2）一部月給制の導入とは何か。

（答）正規に雇用される林業労働者のうち一部の人が月給制を導入した場合を指す。なお、導入前に既に月給制の従事者がいる場合は助成対象外とする。すなわち、当該事業の活用は1事業体につき1度までとなる。

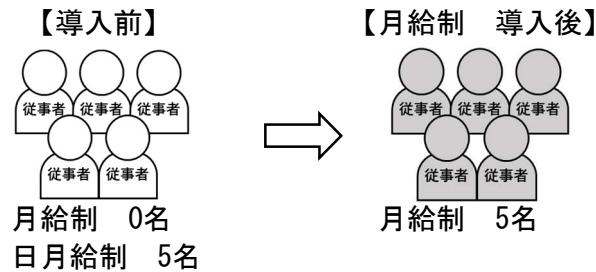
#### （例）林業従事者 5名の場合



### （問3）月給制の導入とは何か。

（答）正規に雇用される林業労働者の全ての人が月給制を導入した場合を指す。なお、導入前に既に月給制の従事者がいる場合は助成対象外とする。

(例) 林業従事者 5名の場合



(問4) 一部月給制の導入にあたって人数の制約があるか。

(答) 1人でも月給制を導入すれば一部月給制の導入をしたものとみなせるが、導入にあたっては全従業員に月給制導入の意向を確認することとし、従業員の意向によって月給制を導入しない場合に一部月給制となることに留意されたい。

(問5) いつ時点で月給制等の導入を行ったものが対象か。

(答) 事業年度内に新たに月給制等を導入した場合が対象となる。なお、月給制の導入については2箇年に渡り補助を受けることができるが、月給制の導入にあたっては事業実施の初年度に行うこと。なお、実績報告以前の導入が望ましいが、実績報告以後の導入となる場合は次年度に導入の事実を確認するものとし、虚偽と認められる場合は補助金の返還が必要となるため留意されたい。

(例) 令和7年度事業の対象となる月給制等の導入時期

令和7年4月1日～令和8年3月31日

(問6) 対象となる取り組みの具体例は何か。

(答) 林業従事者確保促進事業実施要領の別表1に示すほか、例は以下のとおり。  
なお、取組の内容については適宜個別に協議する。

ハード事業：森林GIS、クラウドシステム導入経費、電動クローラ型一輪車、枝打ちロボット、遠隔操作下刈り機械、高性能林業機械、人員輸送者（公用車）、ペレット製造機、バイオマスボイラー など

ソフト事業：経営診断受診費用、労務士委託経費 など

(問7) 正規雇用の定義とは何か。

(答) ①林業に従事している期間の定めのない雇用契約又は半年を超える期間を定めて雇われている労働者。②直接雇用である。の条件を全て満たす者。

(問8) 林業担い手就労環境改善支援事業の導入と併用する場合、日給月給制と月給制の賃金をどのように比較すればよいか。

(答) 年間の所定労働日数で割り戻した際の日給が3%UPしていることが確認できれば良い。なお、就労環境改善支援事業の交付申請段階で月給制の導入が完了していない場合、労働者確保促進事業の実績報告時に導入した月給が3%を下回らないことを確認する。

(問9) 事業実施年度以前より就業規則上では月給制の制度を導入しているが、実際に適用している従業員がいない場合は助成対象となるのか。

(答) 事業年度以前に就業規則上で既に月給制の導入が行われている場合は助成の対象外となる。

(問10) 助成の対象となるのは税抜き価格か、税込み価格か。

(答) 税抜き価格が対象となる。